

平生町 津波ハザードマップ (佐賀地区)

- ◆この津波ハザードマップは、山口県の「津波浸水想定図」を基に作成しており、想定した地震の津波による危険がある区域と避難場所、また、速やかな避難のために必要な情報などをまとめてあります。
- ◆あなたやご家族が、普段過ごしている場所を確認し、大きな揺れや長い揺れを感じたり、津波情報を得た場合には、直ちに避難ができるように備えてください。
- ◆日頃からの準備、災害が起きた際の避難時にこのハザードマップを活用してください。
- ◆この津波ハザードマップは、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ、高潮ハザードマップ等と一緒に保管・活用してください。

我が家の防災メモ

我が家の避難先（親類宅・避難所など）

家族が離れ離れになった時の集合場所

家族の名前	血液型	会社・学校の電話番号	携帯電話番号

電話による安否確認や伝言

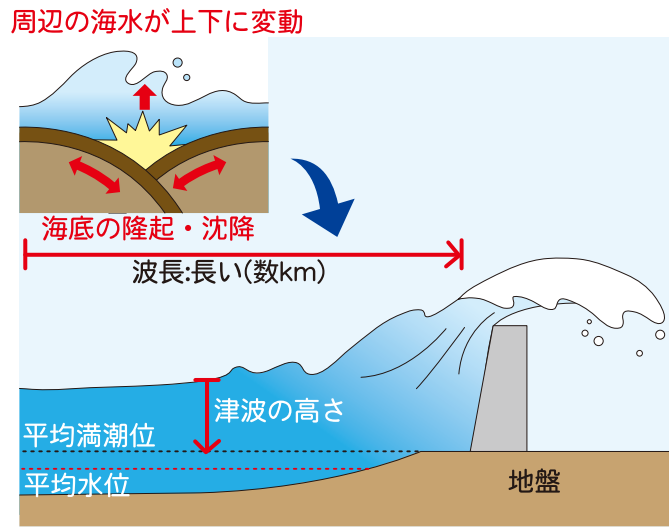
NTT災害用伝言ダイヤル(171) 電話番号 171

災害用伝言ダイヤルは、災害の発生により被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始されます。「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって、伝言の録音・再生を行ってください。

＜このハザードマップに関する問い合わせ＞ 建設課 ☎0820-56-7118
熊毛郡平生町大字平生町210-1 平生町役場 総務課 ☎0820-56-7111

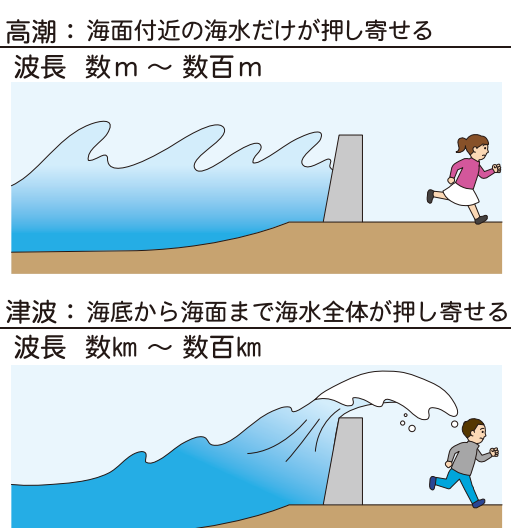
津波のメカニズム

- 津波は海底で発生する地震等によって、海底地盤の隆起・沈降などが起こり、その周辺の海水が上下に変動することによって引き起こされる、波長の長い波です。
- 海水面の動きが特に大規模なものであれば、巨大な水の塊となり、沿岸に達すると破壊力の大きな大津波となります。
- 台風や発達した低気圧によって発生する高潮とは異なり、沿岸部へ打ち寄せた津波は、高さや破壊力を持ったまま、陸上を駆け上がり河川を遡上します。



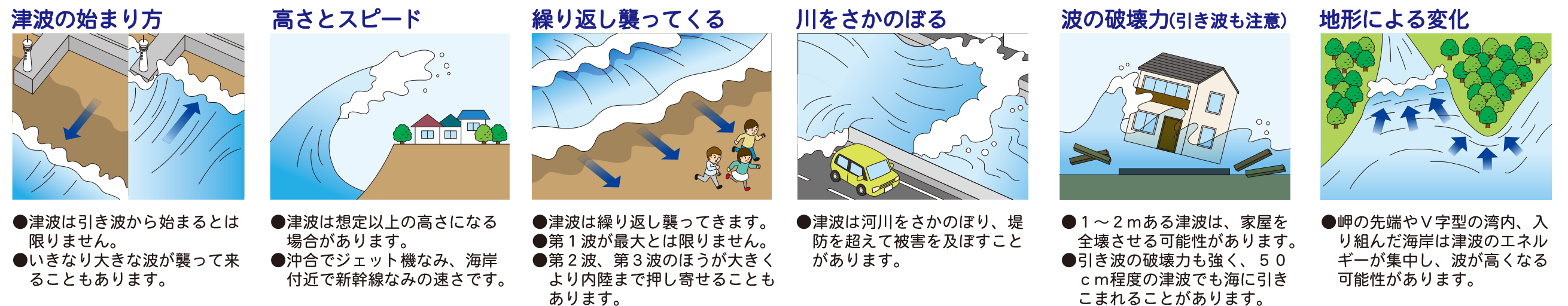
高潮との違い

- 高潮**
 - 津波に比べて破壊力が小さい
 - 波長が短い(数m～数百m)
 - 波の周期が短い(数十秒)
 - 海面が徐々に高くなる
- 津波**
 - 進むのが非常に早く破壊力も非常に大きい
 - 波長が長い(数km～数百km)
 - 波の周期が長い(数十分)
 - 海岸付近で急激に波が高くなる



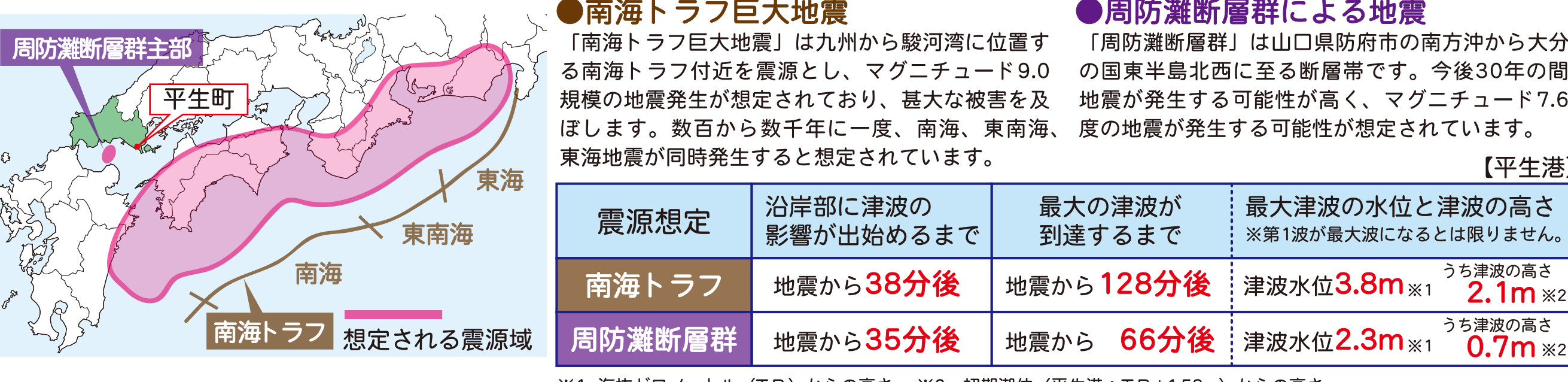
津波の特徴

津波は幾つかの特徴を持った災害です。津波の特徴を知り、いざという時のために準備をしましょう。

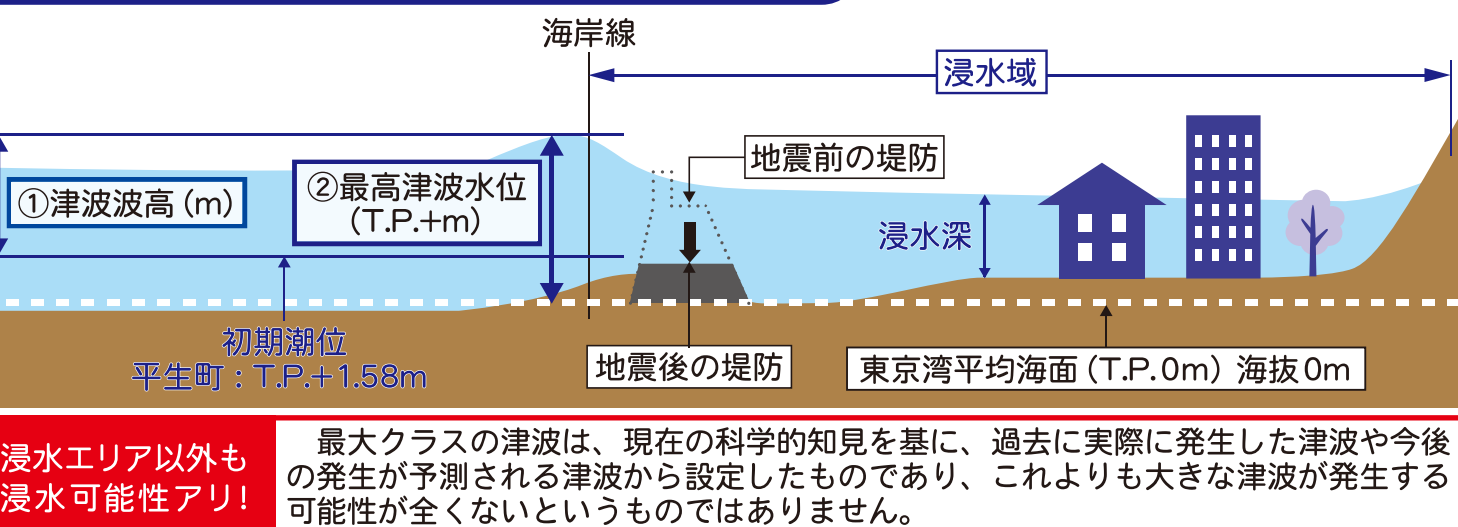


平生町で想定される津波について

山口県内において大きな被害をもたらす地震として、南海トラフを震源とする巨大地震と周防灘断層群を震源とする地震があります。



津波の浸水域と浸水深の模式図



津波災害計画区域(イエローゾーン)と基準水位

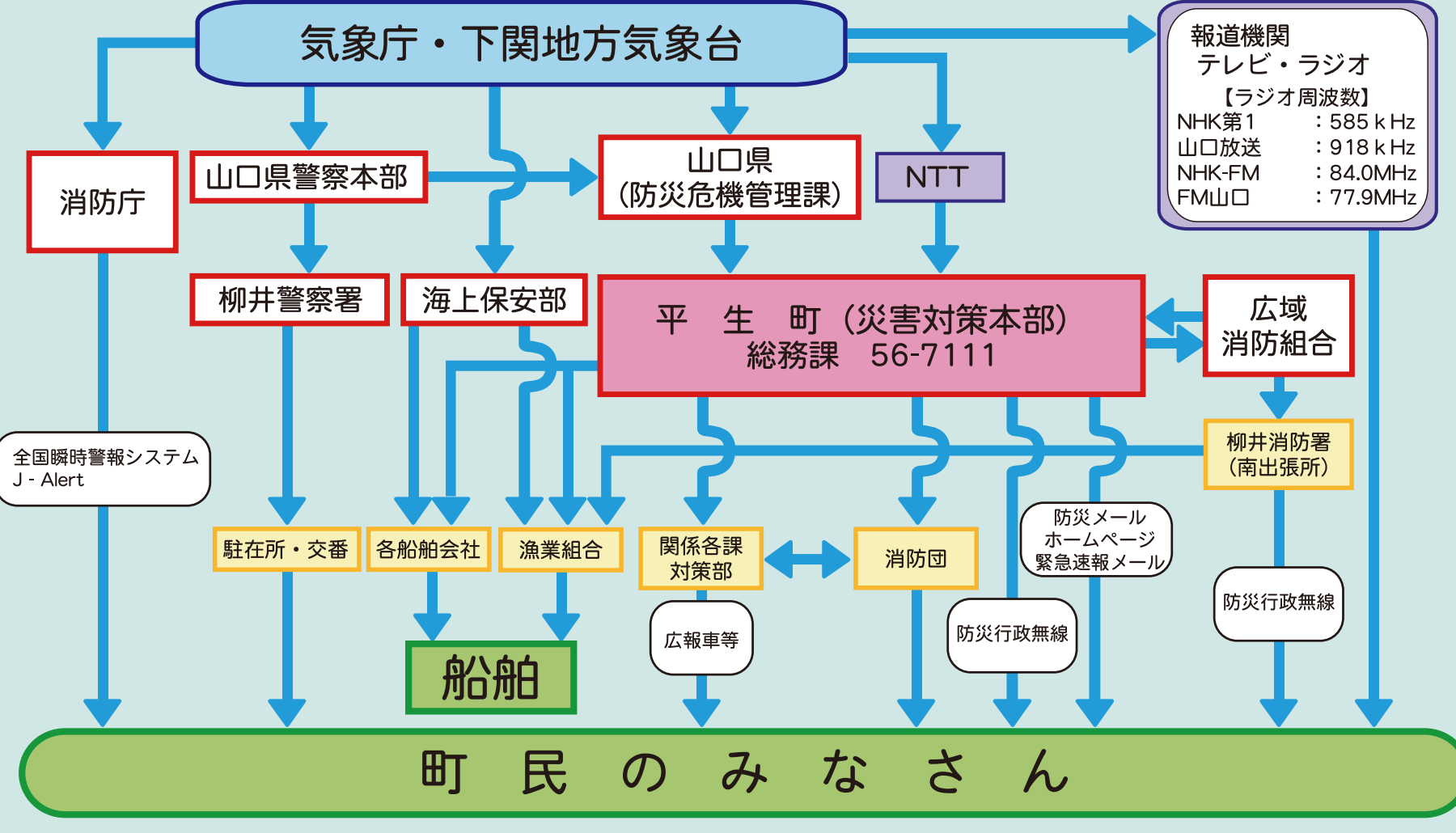
マップ上の津波浸水想定区域は、津波防災地域づくりに関する法律第53条に基づく「津波災害警戒区域」に指定されています。

津波災害警戒区域では、10m四方で分割した区画毎に、津波浸水想定の高さに津波が建物等にぶつかった時のせり上がりを加えた水位である「基準水位」が設定されています。津波災害警戒区域、基準水位は下記URLで確認することが出来ます。

http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a18600/bousai/tsunami_yellow.html

山口県津波災害警戒区域 検索

情報の伝達経路



津波に対する気象予報・警報

地震発生時に気象庁は、地震の規模や位置を直ぐに推定し、これらを基に沿岸で予想される津波の高さを求め、地震発生後約3分を目標に、大津波警報(特別警報)、津波警報、津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

	予想される津波の高さ 数値での発表 (発表基準)	想定される被害 巨大地震 の場合の表現	とるべき行動
大津波警報 (特別警報)	10m超 (10m<高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。
	10m (5m<高さ≤10m)		
	5m (3m<高さ≤5m)		
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	海拔の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は、速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し、小型船舶が転覆する。

災害情報の種類と取るべき行動

町役場や消防署などの公共機関から、避難に関する呼びかけとして災害情報が発令されます。正しく理解して適切な避難を心がけましょう。

避難準備情報	避難勧告	避難指示
取るべき行動 障がいがある方、子ども、高齢者など、避難に時間を要する方は、避難所への避難行動を開始してください。 それ以外の方はご家族と連絡を取り、非常用持ち出し品を準備するなど避難準備を開始してください。	取るべき行動 避難所等への避難行動を開始してください。	取るべき行動 避難勧告等の発令後で避難中の方は、避難所等への避難行動を直ちに完了してください。未だ避難していない方は、直ちに指定された避難所へ避難してください。 避難する時間がない場合は生命を守る最低限の行動をしてください。

危険度 小 【災害危険度】 大 危険度

避難時の心得と日頃からの備え

- 避難時の心得
 - お年寄りや子どもなどは一緒に避難をし、避難場所へは早めに避難しましょう。
 - 車での避難は渋滞による避難の遅れや、水に流されるなど危険を伴いますので絶対にやめましょう。
 - 安全な避難路を選んで避難しましょう。
 - 棒などを使って足元を確認しながら、注意して避難しましょう。
 - 避難時の服装は長袖・長ズボン等の安全な服を着用し、ヘルメットや防災ずきんで頭を保護しましょう。
 - 履物は運動靴が最適です。長靴は水深が深いと中に水が溜まるので歩きにくくなります。
 - 避難場所では、共同生活のルールを守りましょう。



日頃からの備え

- 家族で、避難時の行動や連絡方法などについて、日頃から話し合いましょう。
- 自分の家や周辺にひそむ危険を確認しておきましょう。
- 非常持出品を日頃から準備し、すぐに持ち出せるようにしておきましょう。
- 地域みなさんが集まって、日頃から自主防災活動を行いましょう。
- お年寄りや子ども、障がいのある方など、要配慮者の避難について、地域ぐるみで取り組みましょう。

津波から命をまもるために

自宅や家族に関係する場所の浸水深を確認しておきましょう。地震や津波から命を守るために、いざというとき素早い判断で避難をして命を守りましょう。



要配慮者への対応

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児などの防災施策において特に配慮を要する方を指します。具体的には、以下のような方々が含まれます。

- ①認知症や体力的に衰えのある高齢者
- ②心身障害者（肢体不自由者、知的障害者、内部障害者、視覚・聴覚障害者）
- ③日常的には健常者であっても理解力や判断力の乏しい乳幼児
- ④日本語の理解が十分でない外国人
- ⑤一時的な行動支障を負っている妊産婦や傷病者

一人暮らしの高齢者

- ◆災害時、避難時には声を掛ける。
- ◆一緒に避難することを促す。



高齢者・病弱な方・体の不自由な方

- ◆おぶって安全な場所まで移動。
- ◆階段では2人以上が必要。上りは前向き、下りは後ろ向きにして移動。
- ◆介助者が1人の場合、紐などを用意し、おぶって避難する。



目の不自由な方

- ◆声をかけ、情報を伝える。
- ◆誘導する場合は、杖を持った手の方には触れず、肘のあたりを軽く持ってもいい、半歩前をゆっくり歩く。



耳の不自由な方

- ◆話すときは口をはっきりと開け、相手にわかりやすいようにする。
- ◆手話、筆談、身振りなどの方法で正確な情報を伝える。

